

令和8年度

那覇市まなびクーポン 利用者募集

【申込受付期間】

令和9年1月31日(日曜日)まで

※窓口申込は1月29日(金曜日)午後4時30分まで

【クーポンの利用期限】

令和9年2月28日(日曜日)まで

★令和8年度の利用申込をまだされていない方が対象です。

対象児童生徒 ※次の要件をすべて満たすこと

(同一世帯に対象児童生徒が複数いる場合は、人数分の申込が必要です)

- ☐ 那覇市内に在住している
- ☐ 小学4年生から中学3年生
- ☐ 令和7年度 または 令和8年度に、那覇市で

【A】～【C】いずれかの認定を受けている世帯

- 【A】 生活保護受給世帯
- 【B】 就学援助認定世帯 (※対象児童生徒が認定されていること)
- 【C】 児童扶養手当受給世帯
(※児童手当・特別児童扶養手当とは異なります)

クーポン提供額 (1人あたり・年額)

- ▶ 小学4～6年生：**84,000円**
- ▶ 中学1～3年生：**120,000円**

教室について

▶ 右のQRコードから現在利用
できる学習塾・家庭教師・通信
教育等が確認できます



教室リクエスト

▶ 利用したい教室の登録がない
場合、右のQRコードから教室
リクエストをすることも可能です
(※登録に至らない場合もあります)



利用申込

オンラインでの申込 が便利です！



←左のQRコードを読み込み、
必要事項を記入・添付の上、
申込ください

(※那覇市オンライン申請システムの利用者登録が必要です)

書類申込の方

申込書ダウンロード→



※必要書類を全て揃えて、
こども政策課に郵送または
直接窓口にご提出ください

※申込の際には、下記の添付が必要です

- ① 申込者(保護者)の身分証の写し
(運転免許証、マイナンバーカード(表面)など)
- ② 対象世帯を確認できる書類
 - ・ 児童扶養手当受給世帯→受給者証の写し
※有効期限が令和8年10月末・令和9年10月末のいずれか1つ
 - ・ 生活保護受給世帯、就学援助認定世帯
→原則として、添付不要です
※ただし、こども政策課にて対象世帯を確認できない場合は、
別途添付を求める場合があります

※クーポンの利用にあたっては、他の受講者や保護者等を含む第三者に提供、開示、漏えいすることがないように十分に配慮し事業を実施しています。



【那覇市まなびクーポン事業】*クーポンの申込に関すること
那覇市 こどもみらい部 こども政策課
〒900-8585
那覇市泉崎1丁目1番1号(市役所本庁舎 3階50番窓口)
[平日] 午前8時30分～正午、午後1時～午後4時30分
(※土曜日・日曜日・祝日、慰霊の日(6/23)、12/29～1/3を除く)
電話：098-861-2110(直通)
E-mail：KM-SEI001@city.naha.lg.jp

【事務局(委託先)】*クーポンの利用・教室リクエストに関すること
株式会社 日本旅行沖縄
〒900-0015
那覇市久茂地3丁目21番1号 國場ビルディング2階
[平日] 午前10時30分～午後5時30分
(※土曜日・日曜日・祝日、12/26～1/3を除く)
電話：098-943-2977(直通)
E-mail：naha_manabi@nta.co.jp

※裏面の「よくある質問」もご覧ください。(R8.06)

よくある質問

【申込みについて】

- Q 1 : 申込からクーポンが使えるようになるまでの期間はどのくらいですか？**
A 1 : 申込後、約 3 ～ 4 週間程度でクーポンが使えるようになります
※申込状況によっては、通常よりお時間を要する場合があります。また、4 月～5 月中は申込が集中するため、時間を要します。
- Q 2 : 令和 7 年度のまなびクーポンを利用しましたが、令和 8 年度も申込は必要ですか？**
A 2 : まなびクーポンは年度ごとに交付しておりますので、令和 7 年度ご利用になった方も改めて申込が必要です
- Q 3 : 令和 7 年度の就学援助の認定を受けておらず、令和 8 年度の就学援助申請をしています。いつから申込できますか？**
A 3 : 「就学援助認定通知書」が届いてから、申込をお願いいたします
- Q 4 : 令和 7 年度の就学援助の認定を受けており、令和 8 年度も就学援助申請をしています。いつから申込できますか？**
A 4 : 4 月から申込できます

【クーポン利用について】

- Q 1 : いつからいつまでの塾代（受講費等）にクーポンは使えますか？**
A 1 : 令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月分までの塾代（受講費等）としてご利用できます（※電子クーポンの支払処理は2月28日まで）
- Q 2 : クーポンの利用は月額制ですか？まとめて使うこともできますか？**
A 2 : クーポン提供額（年額）を一括で交付しますので、下記のような多様な利用が可能です
① 毎月の月謝代等として利用する
②（夏季・冬季）集中講座等の代金として利用する
③（クーポン利用対象期間内の）費用をまとめて利用する（※教室側との合意が必要です）
④（クーポン提供額の範囲で）複数の教室を利用する など
- Q 3 : 通いたい塾の受講費等が高く、クーポン提供額を超える場合はどうなりますか？**
A 3 : クーポン提供額を超えた分の費用は、自己負担となります
- Q 4 : 既に支払済みの受講費をクーポンで充当することはできますか？**
A 4 : 学習塾によって取扱いが異なりますので、学習塾側と直接ご確認をお願いします
- Q 5 : クーポンをきょうだいで利用することはできますか？**
A 5 : クーポンは対象児童生徒 1 人ごとに交付・利用となりますので、きょうだいで利用することは認めておりません
- Q 6 : クーポンの交付後、利用見込みがない（利用辞退する）場合や、申込内容に変更がある場合どうしたらいいですか？**
A 6 : オンラインまたは書面での届出をお願いします（オンラインでの届出フォーム→）
- Q 7 : クーポンで使える範囲を教えてください**
A 7 : クーポンでご利用いただける対象サービスは、下記の表のとおりになります

対象となる主な教育サービス

項 目	利用ができる例
① 科目	国語・算数(数学)・理科・社会・英語・プログラミング
② 初期費用	入会金等、サービスの提供を受けるために必要な費用
③ 受講料・月謝・その他	受講料、月謝、その他サービスの対価として支払う費用
④ 教材・教具・道具	サービスを利用するために必要不可欠な教材・教具で、登録事業者によるその支払いを行うべき費用（ただし、④のみの利用は不可）
⑤ その他	その他、那覇市が必要と認めた費用